令和８年（フ）第１８１２号
神奈川県綾瀬市寺尾西２丁目６番47号
債務者　熊坂　梨乃
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８８３号
横浜市戸塚区上倉田町858番地２　ドミール須田106号
債務者　村木　貴紀
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９５６号
横浜市港北区錦が丘１番13号　トラスティさがみ103
債務者　杉崎　弘幸
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４８６号
川崎市宮前区南野川３丁目８番24―505号　野川南台団地
債務者　細野　昭子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６２２号
川崎市川崎区京町３丁目14番15号　レジデンスアサマ　103
債務者　大倉　裕二
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６３２号
川崎市高津区末長１丁目３番６号　ヒルズすえなが　309
債務者　松崎　彩果（旧姓上田）
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６４８号
川崎市川崎区浅田２丁目９番10号　ホープハイム　301
債務者　樋口麻紀子（旧姓富）
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１３４号
新潟県小千谷市大字桜町180番地１　ビレッジハウス小千谷２―204
債務者　星野　則子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１３５号
新潟県柏崎市岩上２―21―207　エスポワール岩上、住民票上の住所新潟県柏崎市向陽町1279番地314
債務者　髙橋　翔太
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１１１号
愛知県豊橋市草間町字郷裏21番地　オーチャードハウス201号
債務者　坂上　優希
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２０号
京都府舞鶴市字上安1923番地１―246号、前住所大阪府八尾市佐堂町１丁目７番６号　高橋マンション301号
債務者　前田　リサ
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第２３号
京都府舞鶴市行永東町９番地の１
債務者　橋垣　　恵
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第３５５号
大阪府貝塚市麻生中1190　セルティア東貝塚205、住民票上の住所大阪府泉南市男里６丁目15番２―Ａ417号
債務者　山下　拓斗
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３７５号
大阪府泉南市信達大苗代1241番地の１
債務者　堀越　圭吾
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４１１号
大阪府和泉市三林町231番地の15
債務者　桜井　朱実
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４１２号
代替住所Ａ（旧住所）大阪府和泉市上町436番地の36
債務者　藪田　稀世（旧姓仁木）
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係